33ページ

第4章　施策の展開

第1節　ともに支えあう地域づくり

1　障害者差別解消の推進と心のバリアフリー

現状と課題

共生社会の実現に向けて、現在進めている障害者施策を実効性あるものとするためには、社会全体で障害や障害のある人への理解を深める基盤づくりが必要不可欠です。

障害者権利条約や障害者基本法、平成28年に制定された障害者差別解消法等を踏まえ、県では平成29年3月に高知県障害者差別解消支援地域協議会（注53）を設置し、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を進めてきました。

また、障害者週間（注54）(12月3日から12月9日)に開催する広く県民を対象とした普及啓発イベントや市町村職員等への研修の開催をとおし、障害のある人への配慮等について理解促進を図ってきました。

「県民意識調査」では、障害のある人への理解が10年前と比較すると少しずつ進んできているという結果が出ています。

一方「当事者調査」では、平成24年度に実施した同調査の結果と比較すると、理解が進んでいると感じている人がやや少なくなっており、2つの調査結果を比較すると、周りの人の理解に対する認識にずれがあることがうかがえます。

33ページの語句の説明

（注53）高知県障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法に基づき設置された、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組の検討や障害特性や障害のある人への理解を促進するための普及啓発・研修等について協議を行う場です。

（注54）障害者週間

障害者基本法に定められた1週間(12月3日から12月9日まで)のことです。

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等では様々な意識啓発に係る取組をしています。

33ページの語句の説明、終わり

34ページ

グラフ、障害や障害のある人に対する周りの人の理解は進んでいると思うかの説明

当事者調査

今回調査(n=5,533)　進んでいる17.7％　進んでいるが不十分36.7％　まったく進んでいない7.8％　わからない35.5％　無回答2.4％

前回調査(n=5,747)　進んでいる19.5％　進んでいるが不十分37.1％　まったく進んでいない7.4％　わからない29.6％　無回答6.4％

県民意識調査

今回調査(n=686)　進んでいる7.8％　進んでいるが不十分58.9％　まったく進んでいない9.2％　わからない23.7％　無回答0.4％

前回調査(n=824)　進んでいる13.8％　進んでいるが不十分48.4％　まったく進んでいない7.2％　わからない28.5％　無回答2.1％

グラフの説明、終わり

また、「当事者調査」では、「障害者差別解消法」について、「聞いたこともあるし、内容もわかる」又は「聞いたことはあるが、内容はわからない」と回答した人の割合が26.5％と認知度が低いことから、更なる周知が必要な状況です。

加えて、障害者差別解消法の一部改正法の施行により、公的機関に加え民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されることから、法律の趣旨等に関する普及啓発等の取組を一層強化する必要があります。

グラフ、障害者差別解消法について知っているかの説明

当事者調査

全体(n=5,533)　聞いたこともあるし、内容もわかる6.4％　聞いたことはあるが、内容はわからない20.1％　聞いたこともなく、内容も知らない70.1％　無回答3.4％

県民意識調査

全体(n=686)　聞いたこともあるし、内容もわかる9.9％　聞いたことはあるが、内容はわからない38.3％　聞いたこともなく、内容も知らない51.2％　無回答0.6％

グラフの説明、終わり

35ページ

「県民意識調査」では「共生社会」を実現するための県民の方への効果的な普及啓発として「学校での教育や地域での住民を対象とした学習会、職場での研修(福祉教育)」と回答した人が71.1％と最も多く、学校や地域、職場における福祉教育を積極的に推進していく必要があります。

グラフ、「共生社会」の実現に向けた効果的な普及啓発の方法は何だと思うかの説明

県民意識調査

全体(n=686)　学校での教育や地域での住民を対象とした学習会、職場での研修（福祉教育）71.1％　障害のある人との交流（作品展等）34.8％　テレビコマーシャル32.8％　事業者向けの接遇研修26.8％　行政による講演会などの啓発イベントの実施26.8％　ホームページやＳＮＳを活用した情報提供22.3％　新聞広告12.7％　公共交通機関の広告8.5％　その他2.8％　無回答3.5％

グラフの説明、終わり

36ページ

推進施策

① 障害者差別解消の推進と普及啓発活動の強化

障害や障害のある人に対する正しい理解や障害のある人への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等の取組について一層の普及啓発を行うとともに、障害を理由とする差別等の解消を図るための相談支援体制を整備します。

具体的な取組と主な担当課

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめとした障害のある人に関するマークの普及啓発の推進

障害福祉課

「障害者週間」における障害者団体や市町村などと連携した普及啓発の推進

障害福祉課

障害のある人への差別に対する相談に関する市町村窓口での対応力向上に向けた職員研修の実施

障害福祉課

障害を理由とした差別に関する相談及び紛争防止などの体制整備

障害福祉課

県民や事業者等が、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等に関する理解を深めるための普及啓発の実施

障害福祉課

② 人権教育や福祉教育の推進

障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向けて、社会全体が障害や障害のある人に対する正しい理解と人権尊重の重要性について理解を深めていくための人権教育や福祉教育を推進します。

具体的な取組と主な担当課

特別支援学校在籍の幼児児童生徒と、居住する地域の小・中学校との交流及び共同学習の実施並びに地域社会の障害に対する理解促進

特別支援教育課

障害者団体と連携した小中学校における出前講座の実施や県民向けの障害特性への正しい理解と配慮に関する普及啓発

障害福祉課　障害保健支援課

就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権感覚の向上を図るための研修等を通した人権教育の推進

人権・男女共同参画課　人権教育・児童生徒課　教育センター

37ページ

③ 行政機関における配慮の推進

県や市町村などの行政機関において、障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備が行われるよう取組を強化するとともに、ホームページや広報誌など行政情報の提供に当たっては、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

具体的な取組と主な担当課

「職員対応要領」に基づく社会的障壁の除去への必要かつ合理的な配慮の提供やハード面・ソフト面にわたる環境整備の徹底

知事部局、議会事務局、教育委員会、警察本部及び警察署、公安委員会を除く行政委員会事務局に属する職員

多様な障害特性に配慮した情報提供の推進

知事部局、議会事務局、教育委員会、警察本部及び警察署、公安委員会を除く行政委員会事務局に属する職員

市町村の「職員対応要領」の策定支援を通じた差別解消や合理的配慮の提供等の取組の促進

障害福祉課

障害のある人が円滑に投票できるように障害特性に応じた情報提供の実施や投票所のバリアフリー化、障害のある人に配慮した設備の設置等に関する市町村への働きかけの実施

市町村振興課

採用試験で不利が生じないような障害特性に応じた合理的配慮

人事委員会

ＫＰＩ（評価指標）

障害者差別解消法の認知度

現状値　48.2％（令和4年10月）

目標値　80.0％（令和11年度）

ヘルプマークの認知度

現状値　25.6％（令和3年12月）

目標値　65.0％（令和11年度）

障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」策定市町村数

現状値　13市町村（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率

現状値　63.6％（令和3年度）

目標値　90％以上（令和5年度）

38ページ

2　権利擁護の推進、虐待防止

現状と課題

障害者基本法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法などに基づき、障害のある人に対する権利擁護や虐待の防止に向けた取組を推進するため、高知県高齢者・障害者権利擁護センター（注55）を設置し、障害のある人の権利擁護に関する相談対応に加えて、虐待防止研修の実施や専門家チームの派遣など、施設や市町村に対する支援に取り組んできました。

「当事者調査」では、障害のある人が障害を理由とした権利侵害を受けた経験について、「よく感じる」又は「ときどき感じる」と回答した人が20.8％となっており、平成24年度に実施した同調査の結果(25.9％)と比較して、5.1ポイント低下しています。

グラフ、障害を理由とした権利侵害（虐待を含む）をされた（されている）と感じた経験の説明

当事者調査

今回調査(n=5,533)　よく感じる3.9％　ときどき感じる16.9％　ほとんどない22.9％　まったくない21.3％　わからない31.7％　無回答3.3％

前回調査(n=5,747)　よく感じる4.9％　ときどき感じる21.0％　ほとんどない22.6％　まったくない17.1％　わからない26.9％　無回答7.4％

グラフの説明、終わり

また、権利侵害をされたと感じた場面については、「外出時の街中」、「交通機関の利用中」、「店での接客」、「地域の集まり」ではそれぞれ低下しているものの、「学校活動中」、「仕事中」、「家庭の中」では増加しています。

このため、引き続き、権利擁護に向けた更なる取組を市町村とともに進めていく必要があります。

38ページの語句の説明

（注55）高知県高齢者・障害者権利擁護センター

高齢者やその家族の生活や健康・介護に関する心配ごと・悩みごとに対する相談事業(高齢者総合相談)や、障害者の権利擁護に関する相談(家族や施設・事業所の職員、勤め先の人などから嫌なことをされたなど)、成年後見制度についての相談等に応じる機関です。

38ページの語句の説明、終わり

39ページ

グラフ、どのような時に権利侵害（虐待を含む）をされた（されている）と感じたかの説明

当事者調査

権利侵害をされたと感じる人(n=1,153)　外出時の街中で42.7％　病院・施設等で23.0％　学校活動中19.3％　交通機関の利用中18.3％　店での接客で18.0％　仕事中16.0％　家庭の中で14.9％　地域の集まりで10.1％　余暇活動中9.5％　その他8.3％　無回答2.1％

前回調査(n=1,490)　外出時の街中で48.2％　病院・施設等で25.0％　学校活動中14.6％　交通機関の利用中21.2％　店での接客で19.4％　仕事中12.9％　家庭の中で11.9％　地域の集まりで16.0％　余暇活動中10.8％　その他7.8％　無回答2.6％

グラフの説明、終わり

養護者や施設従事者による虐待は、密室において発生しやすく、被虐待者からは通報や相談がしづらいため、虐待通報・相談についての窓口の周知を図るとともに、身近な相談機関によるアウトリーチや通報窓口・対応機関となる市町村が早期に把握・対応する体制づくりが必要です。

成年後見制度（注56）については、「県民意識調査」では「聞いたこともなく、内容も知らない」と回答した人は17.9％であったのに対し、障害のある当事者については54.6％となっており、今後は、当事者を中心に利用促進に向けた一層の周知が必要です。

39ページの語句の説明

（注56）成年後見制度

認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人などで、意思能力がない、又は判断能力が不十分な成年者のために、金銭管理や契約等の法律行為全般を行って、これらの人の保護と支援を行う制度です。

39ページの語句の説明、終わり

40ページ

グラフ、成年後見制度を知っているかの説明

当事者調査

全体(n=5,533)　聞いたこともあるし、内容もわかる16.0％　聞いたことはあるが、内容はわからない26.2％　聞いたこともなく、内容も知らない54.6％　無回答3.1％

県民意識調査

全体(n=686)　聞いたこともあるし、内容もわかる42.7％　聞いたことはあるが、内容はわからない39.1％　聞いたこともなく、内容も知らない17.9％　無回答0.3％

グラフの説明、終わり

推進施策

① 権利擁護の推進と虐待防止

障害のある人の権利擁護の推進と虐待防止のため、高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて市町村や障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした研修を行うとともに、養護者に対する相談支援や行政や専門職、地域住民が連携して進める権利擁護の体制づくりに取り組みます。

具体的な取組と主な担当課

高知県高齢者・障害者権利擁護センターによる権利擁護・障害者虐待に関する相談支援等の実施

長寿社会課　障害福祉課

判断能力が十分でない障害のある人や認知症高齢者等に対して福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の利用支援

地域福祉政策課

障害福祉サービス事業所等の虐待防止体制の構築を支援するための研修の実施

障害福祉課

市町村等と連携した人権教育・啓発の推進

人権・男女共同参画課

40ページの語句の説明

（注57）日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が低下している人が、自立した地域生活を送れるように、利用者との契約により福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

40ページの語句の説明、終わり

41ページ

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の円滑な活用に向け、必要な方が利用しやすい仕組みづくりを進めます。

具体的な取組と主な担当課

市町村における中核機関の設置や成年後見制度利用促進基本計画策定等の権利擁護の推進に向けた支援

地域福祉政策課

ＫＰＩ（評価指標）

中核機関設置市町村数

現状値　16市町村（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

成年後見制度利用促進基本計画策定市町村数

現状値　20市町村（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

42ページ

3　地域で支え合う仕組みづくり

(1)「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

現状と課題

高知県では、「県民の誰もが、健やかで心豊かに、住み慣れた地域でともに支え合いながら、生き生きと暮らすことができる高知県」を目指し、あったかふれあいセンター（注58）に象徴されるような「高知型福祉（注59）」を推進してきました。

そうした中、令和3年4月、改正社会福祉法が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域共生社会の実現に向けて、分野を超えた包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

地域のつながりが弱まる中、8050問題などの複合化した課題が顕在化し、各分野の制度サービスでは対応が難しいケースが増加しています。

そのため、制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、身近な地域で支え合う地域共生社会を創っていくことが重要になります。

令和4年10月の「高知家地域共生社会推進宣言」には、知事と全ての市町村長、社会福祉協議会会長が参画し、オール高知で地域共生社会を推進する決意を表明し、包括的な支援体制の整備に向けた機運が高まっています。

この包括的な支援体制の整備を「縦糸」として促進し、地域における人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを「横糸」としてしっかりと展開します。

この縦糸と横糸で織りなす地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用することにより、これまでの「高知型福祉」の取組を、「高知型地域共生社会」へと発展させることを目指します。

42ページの語句の説明

（注58）あったかふれあいセンター

子どもから高齢者、障害のある人など誰もが気軽に集える場としての「集い」のほか、相談や訪問活動のなかで支援が必要な人に対して直接生活支援サービスの提供を行うなど、地域の実情やニーズに対応した、小規模ながら多機能な支援を行う拠点をいいます。

（注59）高知型福祉・高知型地域共生社会

「高知型福祉」は、あったかふれあいセンターに象徴される、中山間地域等における制度サービスの隙間を埋めて、県民誰もが住み慣れた地域で安心してともに支え合いながら暮らし続けられるための本県独自の取組です。

「高知型地域共生社会」は、平成21年から取り組む高知型福祉を継承しつつ、あったかふれあいセンターを活用しながら、市町村の分野を超えた包括的な支援体制の整備を「縦糸」として、人と人とのつながりの再生を「横糸」として推進することで織りなす本県が目指すべき地域共生社会の姿です。

42ページの語句の説明、終わり

43ページ

具体的には、『分野を超えた「つながり」を意識した行政の仕組みづくり』と住民同士が『「つながり」を実感できる地域づくり』を二本柱に、市町村の包括的な支援体制整備に向けた支援や、地域における支援ネットワークの構築を進めるほか、県民の理解を深め、参画意識を醸成していくことが必要です。

推進施策

①市町村における包括的な支援体制整備に向けた支援

複雑化・複合化した課題に対応し、誰一人制度の狭間に陥ることのないよう、市町村において分野横断的な支援体制づくりが進むよう市町村の取組を支援していきます。

また、支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなげるため、ソーシャルワークを重視した多分野・多職種による支援ネットワークの構築を進めるほか、県民の理解促進と参画意識の醸成に向けた広報・啓発を行います。

具体的な取組と主な担当課

市町村の包括的な支援体制の整備への支援

地域福祉政策課

支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなげるため各分野の専門職や地域ボランティア等による支援ネットワークの構築を推進

地域福祉政策課

地域共生社会ポータルサイトの構築による情報発信やフォーラムの開催等による地域共生社会の実現に向けた県民の理解促進と、参画意識を促すための広報・啓発の強化

地域福祉政策課

ＫＰＩ（評価指標）

包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数

現状値　6市町（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

令和５年度に構築する地域共生社会ポータルサイト閲覧者数

現状値　なし

目標値　10万人（令和11年度）

44ページ

(2)地域福祉活動・ボランティア活動の推進

現状と課題

全国に先行して過疎化、高齢化が進む高知県において、制度サービスの隙間を埋め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる地域福祉の拠点として、「あったかふれあいセンター」の整備を進めてきました。

しかしながら、令和3年度に実施した県民世論調査では「地域での支え合いの力」について、「以前と比べて弱まっている」と回答した人が半数以上おり、日頃からの支え合い、顔の見える関係性をいかに築き保っていくかという点が課題となっています。

「県民意識調査」では、「地域でともに支え合い、安心して暮らせる『共生社会』に向けて、あなたが取り組んでいるもの、あるいは今後取り組めると思うものはどれですか。」との設問に、「日頃から近所の人に挨拶をする(顔の見える関係性をつくる)」、「近所の人(障害のある人や高齢者等の配慮が必要な人など)が困っている様子を見た時に声をかける」、「地域活動に参加する」、「近所の人が困っている様子を見た時に、行政機関等の窓口につなぐ」など、共生社会の実現に向けてほとんどの人が日頃の生活の中で自分が取り組めることがあると考えていることが分かりました。

グラフ、「共生社会」に向けて取り組んでいるもの、今後取り組めると思うものの説明

県民意識調査

全体(n=686)　日頃から近所の人に挨拶をする（顔の見える関係性をつくる）73.9％　近所の人（障害のある人や高齢者等の配慮が必要な人など）が困っている様子を見た時に、声をかける69.4％　地域活動（一斉清掃など）に参加する43.0％　近所の人（障害のある人や高齢者等の配慮が必要な人など）が困っている様子を見た時に、行政機関等の窓口につなぐ29.0％　災害時の避難支援（避難所までの誘導）28.3％　職場や学校、地域での研修会・勉強会に参加する22.9％　ＮＰＯやボランティアなど団体活動への参加8.3％　ＳＮＳなどを通じた情報発信への協力4.5％　今は取り組めないが、将来的には取り組みを検討したい16.0％　関心がない1.7％　その他1.5％　無回答1.2％

グラフの説明、終わり

45ページ

推進施策

① 地域福祉活動・ボランティア活動の推進

障害の有無にかかわらず誰もが、地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域住民の力や地域の資源を活用した支え合いの仕組みづくりを進めていきます。

具体的な取組と主な担当課

あったかふれあいセンターにおいて、住民が主体となった要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動の実施

地域福祉政策課

住民のニーズを反映した市町村における地域福祉計画（注60）・地域福祉活動計画（注61）のより一層の推進に向けた支援

地域福祉政策課

ボランティア活動への理解や関心を高めるための体制づくりの支援

地域福祉政策課

地域住民の支え合い活動など住民の主体的なボランティア活動の活性化に向けて高知県社会福祉協議会が行う福祉教育や人材育成、社会貢献活動の推進に向けた支援

県民生活課

45ページの語句の説明

（注60）地域福祉計画

社会福祉法に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項として一体的に定める計画です。

（注61）地域福祉活動計画

社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、ＮＰＯ、社会福祉事業所などに呼びかけて、相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための活動・行動計画です。

45ページの語句の説明、終わり